

平成27年11月13日  
関東信越厚生局

## 柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いの中止相当について

柔道整復師の施術に係る療養費について、関東信越厚生局東京事務所及び東京都との共同による監査を実施した結果、下記のとおり柔道整復施術療養費（以下、「療養費」という。）の受領委任の取扱いを中止相当としましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 受領委任の取扱いの中止相当となる柔道整復師

施術管理者氏名 関 幸彦（せき さちひこ）  
施 術 所 名 関東今川接骨院  
施 術 所 所 在 地 東京都杉並区上井草3-1-19  
ハイクオール上井草第2  
開 設 者 東 幸子（ひがし さちこ）

※当該柔道整復師は、平成26年1月24日付けで受領委任の取扱いを辞退していることから中止相当としている。

#### 2 受領委任の取扱いの中止相当年月日

平成27年11月14日

（当該柔道整復師は、以後原則5年間は療養費の受領委任の取扱いができない。  
なお、開設者についても、以後原則5年間は新規の療養費の受領委任の取扱いができない。）

#### 3 受領委任の取扱いの中止相当措置に至った経緯

保険者から当該接骨院の療養費の請求について疑義があるとの情報提供があり、個別指導を実施したところ、実際には来院していない患者について、施術管理者が施術録や療養費支給申請書に虚偽の記載をし、請求していた例が認められたため、平成27年2月から平成27年8月まで計4回の監査を実施した。この監査の結果として、下記「受領委任の取扱い中止相当措置に至った事由」に記載した不正請求の事実を確認した。

#### 4 受領委任の取扱い中止相当措置に至った事由

##### (1) 監査において判明した不正請求の主な事例

- ① 実際には行っていない施術を行ったものとして施術録に不実記載し、療養費を不正に請求していた。(架空請求)
- ② 実際に行った施術に行っていない施術を付け増して施術録に不実記載し、療養費を不正に請求していた。(付増請求)

##### (2) 監査時に判明した不正請求額

平成22年9月から平成25年4月施術分まで  
合計11人分 金額3,671,904円